

◎新潟県告示第614号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

令和3年5月7日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東埠頭4号物揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長 30.0m エプロン幅 18.0m 水深 2.5m
臨港交通施設	西埠頭臨港道路	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	延長 389.8m 敷地幅員 10.0m 車道幅員 10.0m アスファルト舗装

2 変更指定

昭和62年4月17日新潟県告示第1184号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東埠頭2号船揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長 80.0m 斜路幅員 18.0m 水深 2.5m

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東埠頭2号船揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長 50.0m 斜路幅員 18.0m 水深 2.5m

」

に変更する。